

《横浜市中川地域ケアプラザ》 重要事項説明書

1 法人の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 若竹大寿会	代表者名	竹田 一雄
法人所在地	横浜市神奈川区羽沢町 550-1	電話	045-381-3232
		F A X	045-373-7472

2 事業所の概要

事業所名	横浜市中川地域ケアプラザ	所在地	横浜市都筑区中川 1-1-1
電話番号	045-500-9321	管理者氏名	内田 健太郎
サービスの種類	指定特定相談支援	事業者指定番号	1433801360
事業開始年月日	令和2年3月1日	サービス主たる対象者	知的障害者 身体障害者
サービス提供地域	都筑区 青葉区	事業の目的	運営規定第1条参照
運営方針	運営規定第2条参照		

3 事業所の職員体制など

職種	従事するサービスの種類や業務	人員
管理者（兼任）	事業所の従業者と業務の管理を行い、法令順守させるために必要な指揮命令を行う。	1名
相談支援専門員 （兼任）	基本相談支援に関する業務とサービス等利用計画の作成に関する業務を行う。	1名

4 営業時間

	適用日	営業時間	備考
1	月曜日・水曜日・金曜日	9:00~18:00	年間の休日：土日 12/29~1/3

5 提供する計画相談支援の内容

(1) 指定サービス利用支援

利用者等との面接やサービス提供事業者との連絡調整を行い、サービス等利用計画を作成します。

【サービス等利用計画の手順】

1	サービス内容等に関する情報提供	サービス等利用計画の作成の開示にあたっては、利用者等によるサービスの選択を資するよう、地域の指定障害福祉サービス事業者等に関するサービス内容、利用料等の情報を適正に提供します。
2	アセスメント	利用者の居宅等を訪問し、利用者及びその家族に面接を行い、利用者の心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等を把握します。これらの評価を通じて、利用者の希望する生活や利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題等の把握を行います。
3	サービス等利用計画作成のための個別支援会議の開催	障害福祉サービスを新たに利用する方のサービス等利用計画案を作成する場合は、事前に個別支援会議を開催いたします。この他、利用するサービスが大きく変わるなど、利用者の状態に大きな変化があった場合も、関係機関と調整を行った上で個別支援会議を開催いたします。

4	サービス等利用計画案の作成	把握された解決すべき課題等に対応するために、最も適切な福祉サービス等を組み合わせについて検討します。そして、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等の目標及び達成時期、福祉サービス等の種類等を記載したサービス等利用計画案を作成します。
5	サービス等利用計画案の説明・交付	サービス等利用計画案の内容について、利用者及び家族に対して説明し、文章により利用者等の同意を得ます。また、サービス等利用計画案を利用者等に交付します。
6	サービス等担当者会議の開催	支給決定等が行われた後に、支給決定等を踏まえてサービス等利用計画案の変更を行い、福祉サービス事業者等の連絡調整を行います。また、サービス等担当者会議を開催し、サービス等利用計画案の内容を説明し、福祉サービス等の担当者から専門的な意見を求めます。
7	利用者等への説明	サービス担当者会議を踏まえたサービス等利用計画の内容について、利用者又はその家族に対して説明し、文章により同意を得ます。
8	サービス等利用計画の交付	完成したサービス等利用計画を利用者又はその家族、区障害者支援担当者、サービス提供事業者等に交付します。

(2) 指定継続サービス利用支援

モニタリング	利用者及びその家族、福祉サービス事業者等と継続的に連絡をとり、サービス等利用計画の実施状況を把握します。また、市町村が決定したモニタリング期間ごとに利用者等の面談を行い、必要に応じてサービス等利用計画の変更、福祉サービス事業者等との連絡調整等を行います。また、新たに支給決定または地域相談支援給付決定にかかわる申請の勧奨を行います。
サービス等利用計画の変更	サービス等利用計画を変更する際は、利用者の解決すべき課題の変化に留意しながら、原則として(1)の1.2.及び4～8に規定された業務を行います。
入所施設等への紹介又は地域生活への移行に関する情報提供等の援助	利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が指定障害者支援施設等への入所を希望する場合には、施設等への紹介等を行います。また、指定障害者支援施設等から退所する利用者から計画相談支援の依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、障害福祉施設等と連携を図るとともに、必要な情報提供や助言等の援助を行います。

6 サービス利用料及び利用者負担

- (1) サービスを利用するための、利用者の負担はありません。サービス等利用計画案の作成やモニタリングの実施、地域移行支援にあたる介護給付費は、事業者が利用者にかわって代理受領します。
- (2) 相談支援専門員が、通常のサービス地域をこえる地域に訪問する場合や出張する必要がある場合は、旅費（実費）をお支払いいただきます。

7 虐待防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、「障害者（児）施設における虐待の防止について」（平成17年10月20日障発第1020001号厚生労働省社会援護局障害保健福祉部長通知）に準じた取扱いをするとともに、下記の対策を講じます。

- ① 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	施設所長 伊勢田 義紀
-------------	-------------

- ② 成年後見制度の利用を支援します。

- ② 苦情解決体制を整備しています。

- ③ 従業員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

8 秘密の保持と個人情報の保護について

<p>①利用者及びその家族に関する秘密の保持について</p>	<p>事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定し「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとします。</p> <p>○指定特定相談支援事業所の従業者及び管理者（以下「従業者等」という。）は業務上で知りえた利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</p> <p>○また、この秘密を保持する義務は計画相談支援の契約が終了した後においても継続します。</p> <p>○事業者は、従業者等に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、事業者等である期間及び従業者等でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨に従業者との雇用契約の内容とします。</p>
<p>②個人情報の保護について</p>	<p>○事業者は、利用者からあらかじめ文章で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で使用する等、他の障害福祉サービス事業者等に、利用者の個人情報を提供しません。また利用者の家族の個人情報についても、当該利用者の家族からあらかじめ文章で同意を得ない限り、サービス担当者会議で使用する等、他の福祉サービス事業者等に利用者の家族の個人情報の提供をしません。</p> <p>○事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁気等記録を含む。）については、善良な管理者の注意を持って管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p> <p>○事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅延なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料など必要な場合は利用者の負担となります。）</p>

9 緊急時の対応方法について

① 指定特定相談支援の提供中に、利用者に症状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主事の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者があらかじめ指定する連絡先にも連絡します。

	氏名もしくは機関名	連絡先（電話番号等）
緊急連絡先①		
緊急連絡先②		
主治医		
その他		

10 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定計画相談支援の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定特定相談支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

11 感染症対策について

事業所において感染症の発生及びまん延しないように、次の措置にを講じるものとします。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従業者への周知
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練の定期的な実施

12 業務継続計画について

- (1) 感染症や非常災害の発生時においても、利用者に対する必要なサービスを継続的に提供できる体制を構築するための、業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとします。
- (2) 事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとします。

13 身分証携行義務

指定特定相談支援事業者は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

14 記録の整備

(1) 利用者等に対する指定特定計画相談支援の提供に関して、以下の記録を整備します。

- ①福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整に関する記録
- ②個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した相談支援台帳
 - ・サービス等利用計画案及びサービス等利用計画
 - ・アセスメントの記録
 - ・サービス担当者会議等の記録
 - ・モニタリングの経過記録
- ③利用者に関する市町村への通知に関わる記録
- ④利用者からの苦情の内容等の記録
- ⑤事故の状況及び事故に際して探った処置についての記録

(2) これらの記録は指定特定相談支援完了の日から5年間保存し、利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。(複写等にかかる費用は実費を負担いただきます。)

15 相談窓口、苦情対応

(1) 事業所の相談窓口

苦情解決責任者	伊勢田 義紀	応対時間	9:00~18:00
電話番号	045-500-9321	FAX番号	045-910-1513
苦情受付対応者	内田 健太郎	応対時間	9:00~18:00
電話番号	045-500-9321	FAX番号	045-910-1513

(2) 法人の第三者委員

苦情受付担当者	坂田 信子	応対時間	9:00~18:00
電話番号	045-912-5404	FAX番号	

(3) 行政機関連絡先

都筑福祉保健センター	高齢・障害支援課	応対時間	8:45~17:15
電話番号	045-948-2316	FAX番号	045-948-2490
青葉福祉保健センター	高齢・障害支援課	応対時間	8:45~17:15
電話番号	045-978-2453	FAX番号	045-978-2427
横浜市健康福祉局	障害施策推進課	応対時間	8:45~17:15
電話番号	045-671-4133	FAX番号	045-671-3566

(4) その他の相談窓口

横浜市の相談窓口	横浜市福祉調整委員会	応対時間	8:45~17:15
電話番号	045-671-4045	FAX番号	045-681-5457
神奈川県 of 相談窓口	運営適正化委員会	応対時間	9:00~17:00
電話番号	045-311-8861	FAX番号	045-312-6302

説明確認書

契約締結にあたり、重要事項を説明しました。

(事業者)

所在地 横浜市神奈川区羽沢町 550-1

事業者名 社会福祉法人 若竹大寿会

(横浜市中川地域ケアプラザ)

説明者 印

契約の締結にあたり、上記のとおり説明を受けました。

(利用者)

住所

氏名 印

(ご家族)

住所

氏名 印